

泉佐野市いきいきネット相談支援センター
【泉佐野市委託事業】

CSW

コミュニティソーシャルワーカー

活動報告書

平成 29 年度



もくじ

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは？	1
平成 29 年度 泉佐野市 CSW 相談対応実績	2
平成 29 年度 泉佐野市 CSW 推進事業関連会議 開催・参加状況	5
事例紹介①	8
事例紹介②	10
事例紹介③	12
事例紹介④	14
ミニコラム	16
用語解説	17

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは？

コミュニティソーシャルワーカー（以下CSW）は、概ね中学校区ごとに配置されています。高齢者・障がい者・子どもなどの属性や分野にとらわれない地域の身近な相談窓口として、地域のなかの悩みごとや困りごとをキャッチして、関係機関や専門機関と連携しながら一緒に解決に向けて取り組みます。

●CSWの役割●

既存の制度やサービスへのつなぎ・調整（手続きの支援を含む）

制度の狭間にある要援護者への相談対応・支援

地域における支援のネットワークづくり

●具体的な相談内容例●

福祉サービスを利用したい

生活するお金に困っている

子育てに不安がある

家族がひきこもっている

虐待かも？

ご近所に気になる人がいる

どこに相談したらよいかわからない

なかなか仕事がみつからない

人間関係がうまくいかない

【第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（H27年度～H32年度）より】

CSWを中心とした相談支援体制の確立

社会情勢の変化から、地域で孤立した支援の必要な人が増加し、福祉課題が複雑、多様化していく中でCSWは非常に重要な存在となっています。

CSWの適切な配置と機能の再構築によりコミュニティソーシャルワーク事業の強化を行い、相談支援体制の確立を推進します。

泉佐野市 CSW の配置一覧

中学校区	法人・施設名	電話	FAX	担当者
佐野中	(社福) 泉ヶ丘福祉会 泉ヶ丘園	458-2100	458-0500	高井 須藤
第三中	(社福) 水平会 ホライズン	460-2020 080-6192-4342	460-2670	内野
新池中	(社福) 泉佐野市社会福祉協議会 泉佐野市社協	469-2155	462-5400	皆見
日根野中 長南中	(社福) 常茂恵会 ラポート	490-2030	490-2033	竹田

CSW の調整役 泉佐野市社会福祉協議会 TEL:469-2155 FAX:462-5400

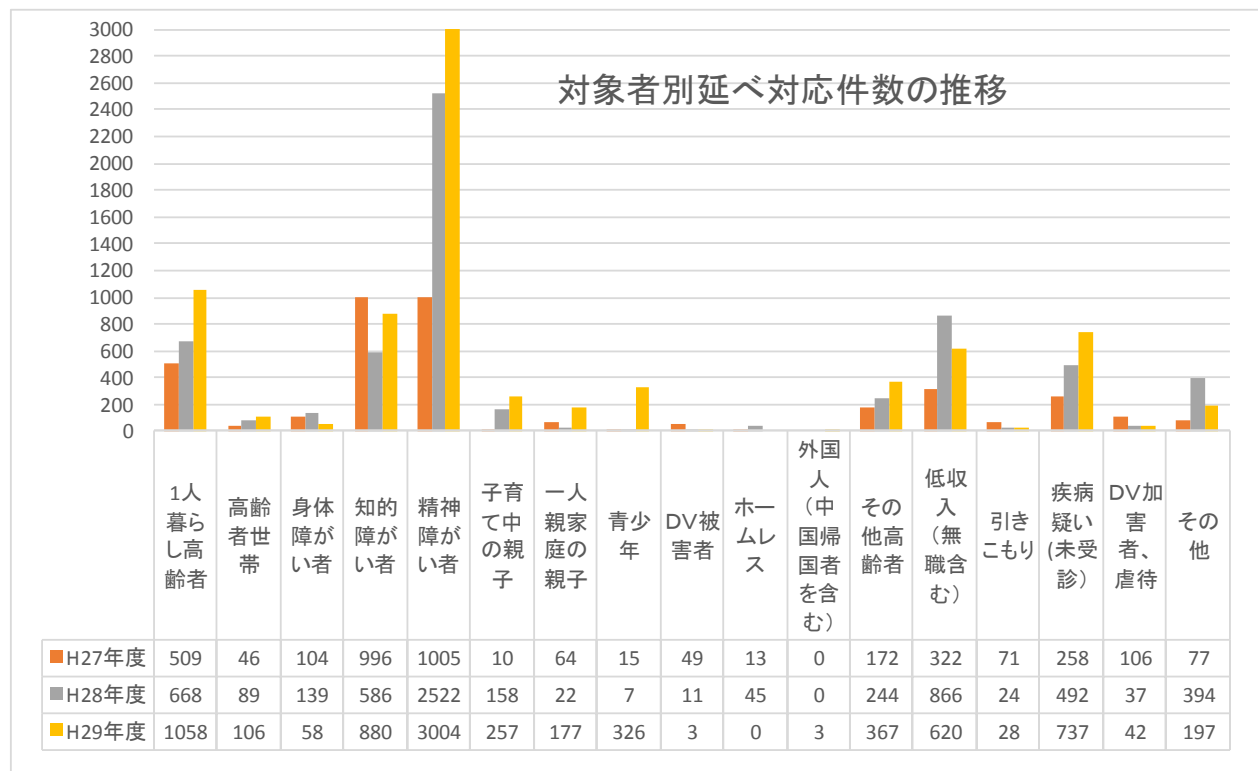
(1)対象者別

相談対象者		件数	延べ件数
高齢者	1人暮らし	49	1058
	高齢者世帯	16	106
障がい者	身体障がい	6	58
	知的障がい	17	880
	精神障がい	50	3274
子育て中の親子		17	257
一人親家庭の親子		9	177
青少年		3	326
DV被害者		1	3
ホームレス		0	0
外国人(中国帰国者を含む)		1	3
その他	その他高齢者	17	367
	低収入(無職含む)	28	620
	引きこもり	6	28
	疾病疑い(未受診)	24	737
	DV加害者、虐待	5	42
	その他	10	197
合 計		259	8133

個別ケースの相談件数は、実件数が259件、延べ件数で8133件となり、増加傾向が続いています。平成29年度は子どもがいる世帯や生活に困窮している世帯に関する相談件数が増加しました。

対象別の内訳としては、高齢者や障がい者のほか、引きこもりの状態にある人、心身に不調があるが医療機関につながっていない人、DVや虐待の虐待者等、既存の制度や施策・サービスの対象になりにくい、いわゆる『制度の狭間』といわれる相談も多くみられます。

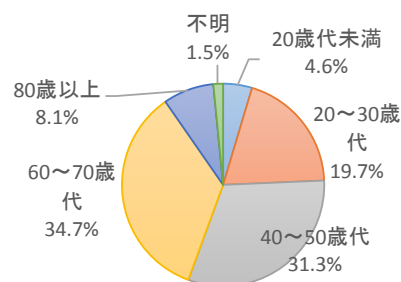
また、同一世帯のなかで、複数の人が生活に何らかの困難を抱えている場合もあり、福祉以外の分野の関係機関と連携しながら支援を行なうこともあります。



(2) 対象者の年齢区分

年齢区分	人数	割合
20歳代未満	12	4.6%
20～30歳代	51	19.7%
40～50歳代	81	31.3%
60～70歳代	90	34.7%
80歳以上	21	8.1%
不明	4	1.5%

対象者の年齢区分別割合

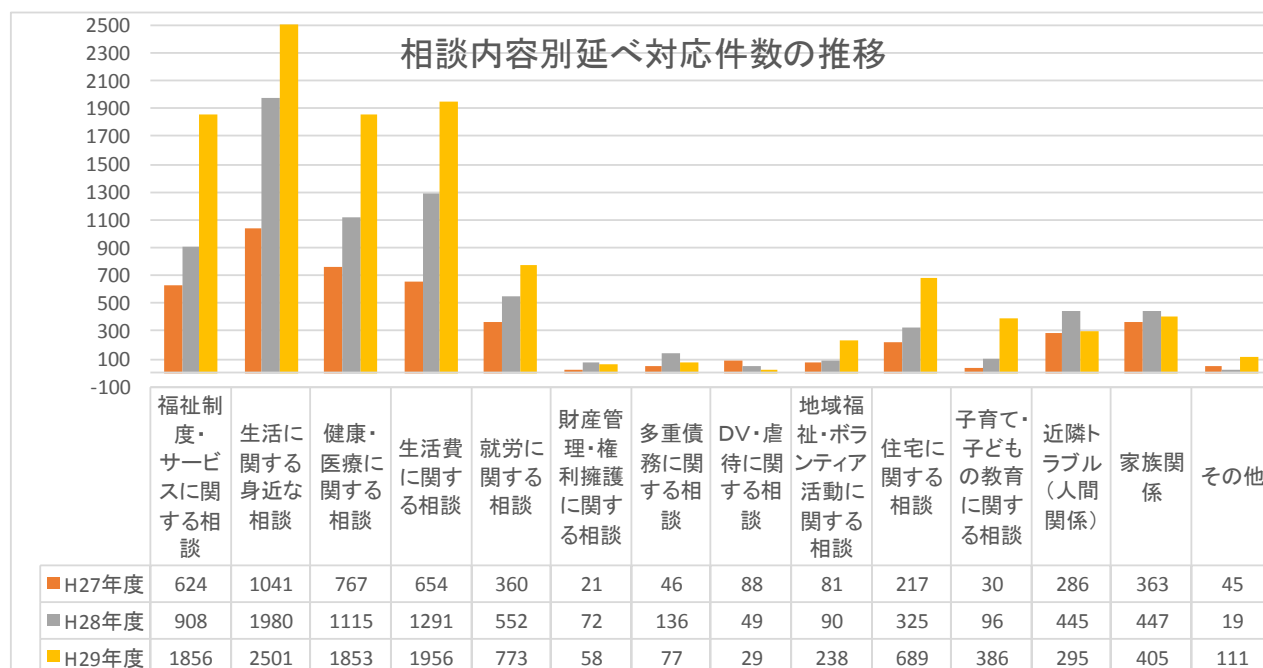


(3) 内容別

相談内容		件数	延べ件数
福祉制度・サービスに関する相談		343	1856
生活に関する身近な相談		536	2501
健康・医療に関する相談		391	1853
生活費に関する相談		236	1956
就労に関する相談		147	773
財産管理・権利擁護に関する相談		12	58
多重債務に関する相談		27	77
DV・虐待に関する相談		8	29
地域福祉・ボランティアに関する相談		58	238
住宅に関する相談		79	689
子育て・子どもの教育に関する相談		64	386
その他	近隣トラブル(人間関係)	61	295
	家族関係	106	405
	その他	21	111
合 計		2089	11227

相談の内容別については、制度やサービス、医療、生活費等の相談と比較して、生活に関する身近な相談が一番多くなっています。『どこに相談したらいいかわからない』、『他に相談したが聴いてもらえなかった』、『精神障がいのため生活のあらゆる場面で誰かに確認しないと不安』といった多岐にわたる相談に対応していることが表れています。

また、家族関係、就労に関する相談等うまく人間関係を築くことができず家族や地域、会社等で孤立してしまったことが課題となっている事例も多くみられます。



(4) 相談経路による分類(初回)

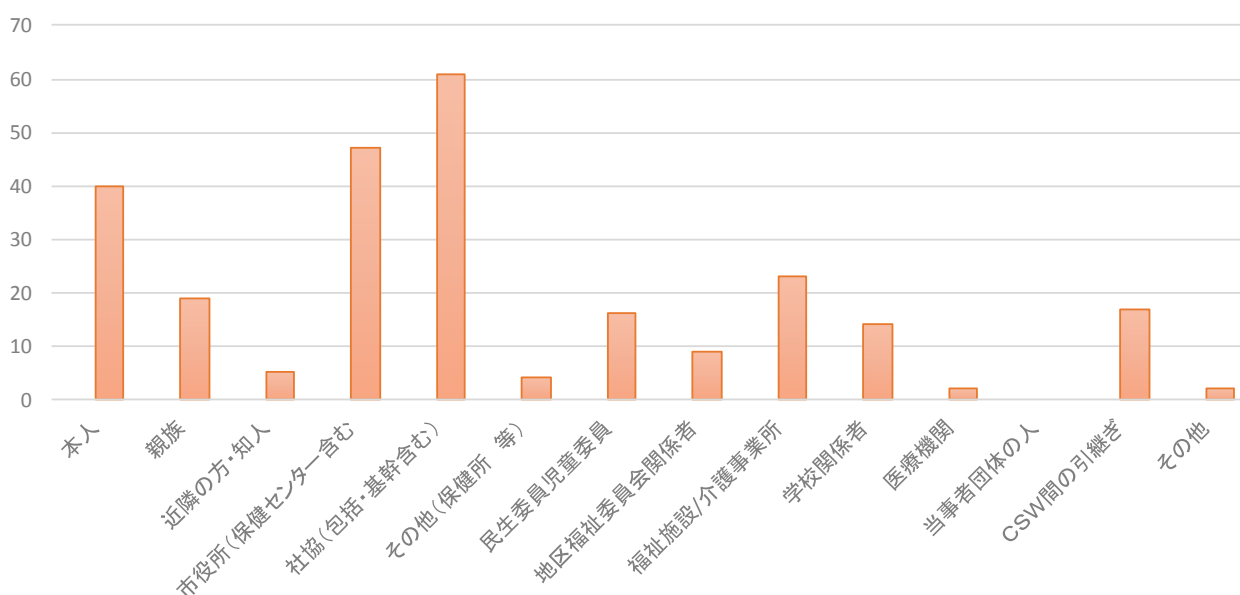
相談者		件数
本人		40
親族		19
近隣の方・知人		5
公的機関	市役所(保健センター含む)	47
	社協(包括・基幹含む)	61
	その他(保健所 等)	4
民生委員児童委員		16
地区福祉委員会関係者		9
福祉施設/介護事業所		23
学校関係者		14
医療機関		2
当事者団体の人		0
CSW間の引継ぎ		17
その他		2
合 計		259

平成29年度はご本人からの相談が増加しました。一度CSWの支援が終了した人が、また別の課題にぶつかって直接CSWへ相談がはいることがあったり、CSWのPRがすすんだことが考えられます。直接ご本人や親族からの相談以外に、他の相談窓口から相談があり連携して対応する事例も多くあります。

各窓口で支援している対象者1人ではなく、その対象者が含まれる世帯全体に支援が必要な事例もみられます。また、CSWが地域に出向いた時に、民生委員児童委員や地区福祉委員会の人から相談いただいたり、支援が必要な状態にもかかわらず、自らSOSを出すことが困難な人については、各種相談窓口や地域の方々からの「あの人のことが心配」という情報で支援を開始することもあります。

相談内容を整理し、関係機関と情報を共有するケース検討会議(平成29年度89回実施)を開催し、ご本人や関係機関と一緒に課題解決に向けて支援を行なっています。

相談経路別相談件数(初回相談)



★開催会議・☆参画した会議

★CSW管理者・担当者合同連絡会議（1回）

【目 的】事業の実施状況の共有と連携体制強化

【参加機関】泉佐野市（障害福祉総務課）、受託法人 CSW管理者・担当者

★CSW・COW合同会議（1回）

【目 的】COWとの連携強化

【主な内容】地域の暮らしを話す会の開催、運営について 等

【参加機関】CSW担当者、泉佐野市（障害福祉総務課）、泉佐野市社協地区担当者

★泉州ブロックCSW連絡会議（年3回程度）

【目 的】圏域内のCSWの連携強化及びスキルアップ

【主な内容】研修会、情報交換会

★泉佐野市CSW連絡会議（13回）

【目 的】事業の実施状況の把握（レビュー会議含む）、CSW同士の連携強化、情報共有

【参加機関】CSW担当者、泉佐野市（障害福祉総務課）

☆地域の暮らしを話す会（住民懇談会）への参画

各地区（おおむね小学校区）に担当地区のCSWが参加

☆地区福祉委員会主催の会議・サロン等への参加

（地区福祉委員会総会・推進委員会・子育てサロン・ふれあいいきいきサロン等への参加、打ち合わせ等）

☆地域住民等を対象とする研修会の開催・参加

（地域の絆づくり登録制度ワークショップ・小学校における福祉教育・福祉委員会研修会）

☆その他参画会議

泉佐野市・田尻町自立支援協議会、泉佐野市高齢者虐待早期発見・見守りネットワーク会議、泉佐野市田尻町多職種連携会議（愛たいネット）、地域の絆づくり登録制度担当者会議、泉佐野市相談事業連絡会 等

★☆☆要援護者に対する見守り・相談・つながりのセーフティネット体制づくり

個別支援ケース検討会の開催・参加

89回

平成 29 年度 CSW活動事例集

- 事例① 家族間でのトラブルがもとで
引越しを支援したケース
- 事例② 妻の入院により生活が困窮した親子が
地域で見守られるようになった事例
- 事例③ 孤独、経済困窮の方が療育手帳取得、支援機関
に繋がったことによって、今までとは違った人
間関係が構築された事例
- 事例④ 孤独・孤立の状態から、制度による安定が安心
に繋がり社会参加できたケース



事例紹介

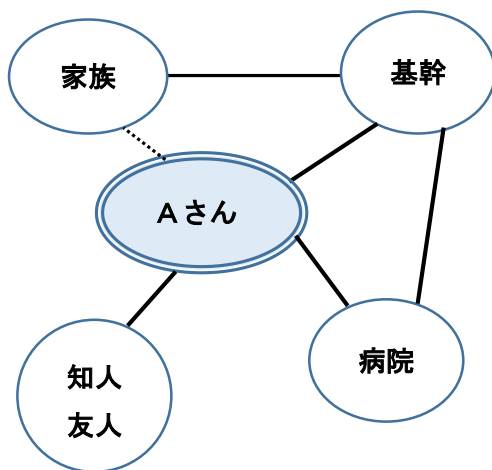
タイトル

家族間でのトラブルがもとで引っ越しを支援したケース

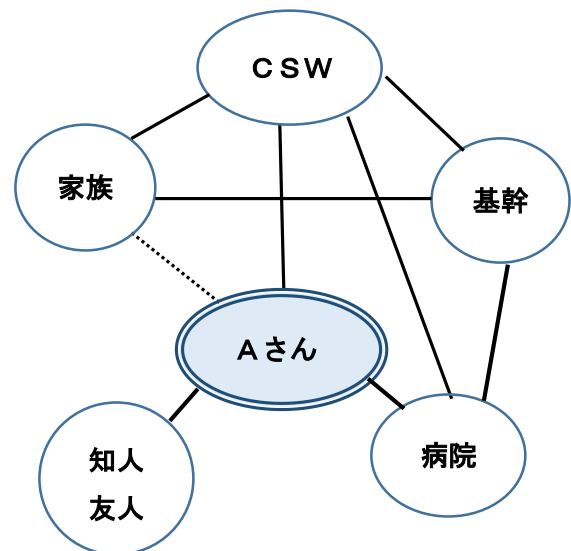
事例の概要

元々は同居していた家族が、トラブルがありAさんが家を出る事になる。
新しく住む家や生活に関するサポートは確立されているが、元の家に残してある家財道具を搬出・搬入する事ができないでいる。
Aさん一人では解決する事が難しく、サポートしている基幹相談支援センターからCSWに相談があった。

支援前



支援後



支援の経過

○月×日	基幹相談支援センターから相談が入り、その日のうちにAさんからも相談の電話連絡が入る。
+1日	自宅を訪問。 家族間でトラブルになった経緯やこれからの生活について話を伺う。
+10日	元の家到家財道具が置いたままになっている事が気になる様子。 関係機関や病院と情報共有の為、ケース会議を開催する。 家財道具の搬出・搬入に関しては、Aさんと家族の間にCSWが入り調整していく事となる。
+11日	家族に連絡。 家族も家財道具の処分に困っていた。CSWが関わってくれるなら協力して下さるとの事。ただし、Aさんには会いたくないと言われる。
+18日	Aさんと搬出・搬入するための業者選びをおこなう。 実施日の朝にAさんから連絡が入り、天気のことや自身の体調が優れない事で、日程の変更を希望される。家族や業者に連絡を取り、急な変更の対応をおこなう。
+25日	Aさんと家族が顔を合わさない様に、タイミングを計りながらの作業となり、予定よりも時間がかかってしまったが、Aさんと業者、CSWが協力し家財道具の搬出・搬入は終了する。 Aさん、家族ともに精神面での弱さがあり、支援後も些細な事ですぐに電話がかかってくる状態です。その度に調整する事が起こり、上記の支援経過では表現が全てできていません。ただ、一番気がかりであった事案が収束したことで、Aさんの今後の生活は関係機関が中心となって対応し、家族との関わりなどで困り事が発生した時に、CSWも対応していく事となりました。

CSWの思い・支援のポイント

家族間のトラブルは、些細な事でお互いが引けなくなり、こじれてしまうケースが多いように思います。支援にあたる時は、双方の話を聞き、CSWが緩衝材となる事が大切だと思います。

今回の事例においても話を伺っていると、お互いがそれぞれを気にかけておられる発言がありました。すぐには難しいですが、関係を修復するための一助になればと思います。

スーパーバイザーからのコメント

Aさんだけでなく、家族からもしっかりと話を聞き、ていねいに関わることで信頼関係も生まれ今回の調整が可能になったと思います。引越しが完了したから支援終了ではなく、長い目で見て親子の関係修復をはじめ、精神的に不安定なAさんに対して継続的なフォローが必要な事例です。

事例紹介

タイトル

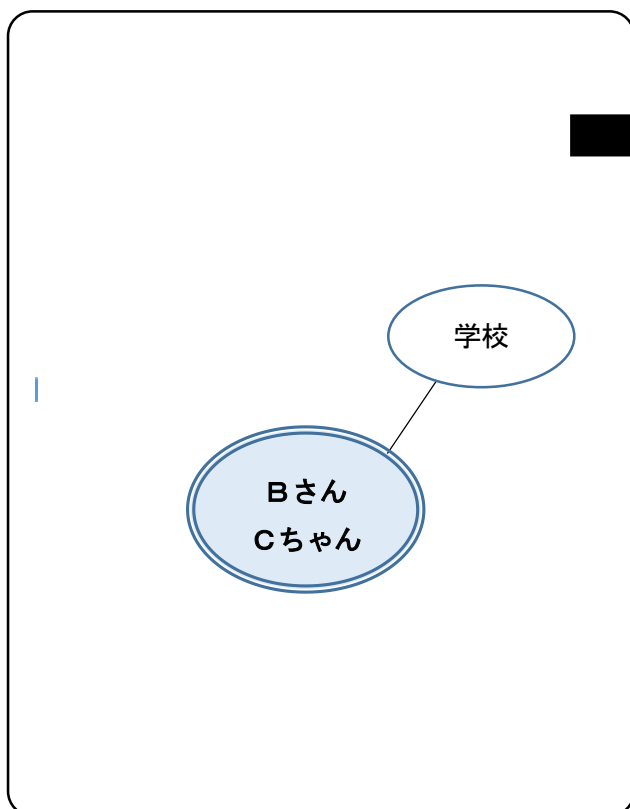
妻の入院により生活が困窮した親子が地域で見守られるようになった事例

事例の概要

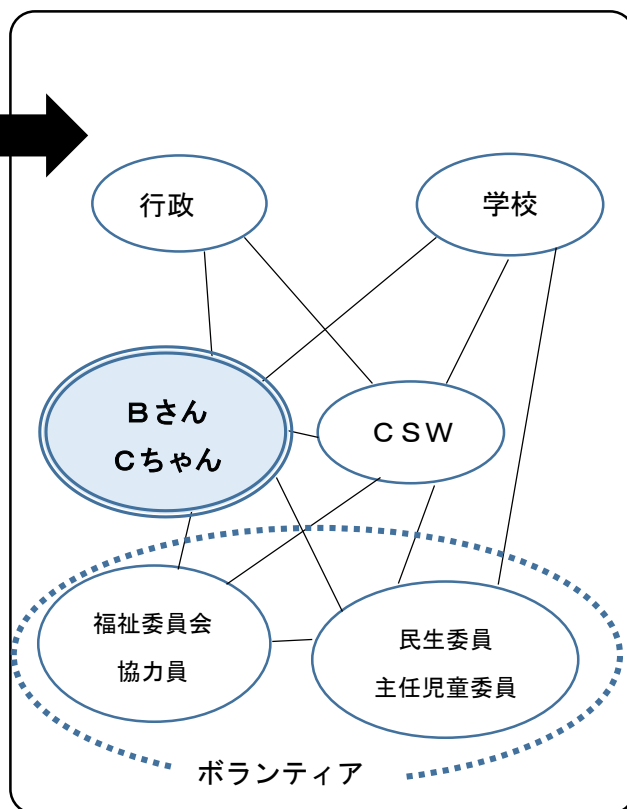
もともと親子3人暮らしだったが、Bさんの妻が倒れて意識不明の状態になる。妻の医療費がかさみ生活が困窮。Bさんの子ども（Cちゃん）の学校への支払いが滞るようになり、家も散らかった状態とのことで学校からCSWに相談が入る。

その後生活費で足りない部分を、生活保護を受給することで生活は安定したが、Bさんが昼と夜のダブルワークの為、Cちゃんが昼夜ともに一人になる時間が多かった。親族も疎遠で、頼るところもない状況。

支援前



支援後



支援の経過

○月△日	学校からBさん親子の相談あり。学校への支払いが滞納しており、家も散らかった状態とのこと。学校側からBさんにCSWを紹介して相談するように伝えていただく。
+10日	Bさんと子どものCちゃんと面談。3か月前にBさんの妻が倒れ、意識不明の状態。妻の医療費の負担が大きく、Bさんの給料だけでは生活が回らず、家賃や学校への支払い等が滞納しているとのこと。Bさんは昼夜働いているが、その賃金では最低限の支出もままならない状況。親戚づきあいも希薄で、頼れる人は誰もいないとのこと。
+11日	Bさんと、市役所で生活保護の申請をおこなう。仕事は継続しながら、足りない部分を生活保護で補うことになる。申請書類準備のフォローを行う。
+14日	Bさんは昼夜働いているので、Cちゃんが一人になる時間が多いことから、地域のボランティアと顔見知りになり、何か困った時に相談出来るようにしておかないかと提案する。
+15日	地域の主任児童委員、民生委員、福祉委員会の協力員と一緒に、自宅へ訪問し、Bさん、Cちゃん共に顔つなぎを行う。その後、Cちゃんに各ボランティアの自宅を教えてもらい、何か困ったことがあれば、いつでも相談に来るようにとCちゃんに声をかけてもらう。
+16日	その後、Cちゃんの通学時、各ボランティアが声をかけてくれるようになる。
+31日	ボランティアに最近のCちゃんの様子を聞くと、挨拶するくらいで、気軽に話せる関係になれないと言われる。一度ゆっくり交流する機会を設けないかと提案する。
+45日～	Bさん、Cちゃんとボランティアと一緒に地域の食堂で食事をする事になり、CSWも同席する。そこでボランティアと親子が交流できる。その後もボランティアより、立ち番にて子どもに声掛けを続け、何か変化や困ったことがあればCSWにも連絡を入れていただく体制で継続していく。
+166日 ～	妻が他界。遺族年金受給開始により、生活保護受給が終了となる。 BさんはCちゃんの為にも、日中だけの仕事に変わりたいという意向があり、仕事探しのフォローを継続している。

CSWの思い・支援のポイント

Cちゃんは自宅で一人過ごす時間が多く、何か困った時や心細い時に、近所に相談できる大人がいれば安心だと考え、地域の見守りをしているボランティアと顔つなぎをする。また、Cちゃんが困った時にボランティアに気軽に相談できる関係を自然に作れる方法はないか考えて、ボランティアにアプローチをおこなった。

スーパーバイザーからのコメント

親戚や近隣との関係が希薄な世帯に対し、ご本人たちの気持ちに寄り添いながら困っている時にSOSが出せるように支援をすすめており、地域のなかで孤立するリスクが高い状態から、地域の方々に見守られながら生活できるようになった好事例です。「助けられ上手」も地域にとっては必要な存在だと意識しながら支援ができるといいですね。

事例紹介

タイトル

孤独、経済困窮の方が療育手帳取得、支援機関に繋がったことによって、今までと違った人間関係が構築された事例

事例の概要

50代の一人暮らし男性。20代の時に母が他界、30代の時に父が他界し、姉とも疎遠になっている。

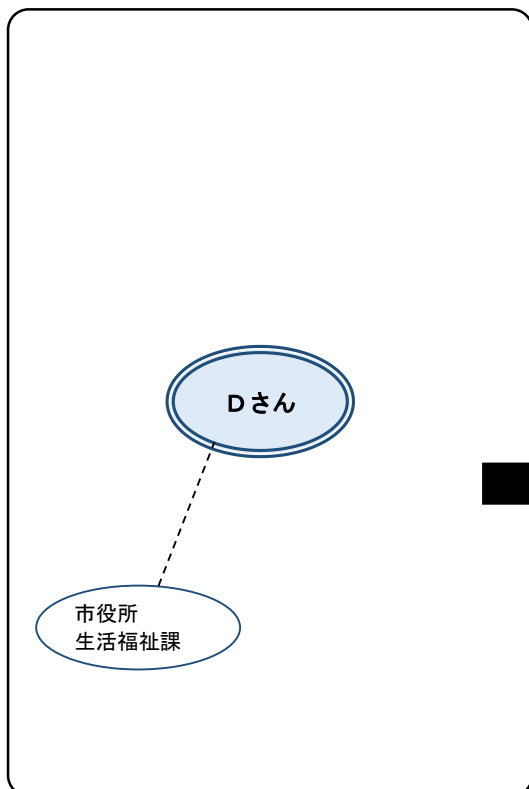
子どもの頃から友達が出来ず、中学校卒業後は働いているが、長続きせずに職を転々としていた。生活も苦しく、住むところも転々とされその日暮らしの生活を送る。

数年前、体調を崩して仕事が出来なくなり生活保護受給となる。

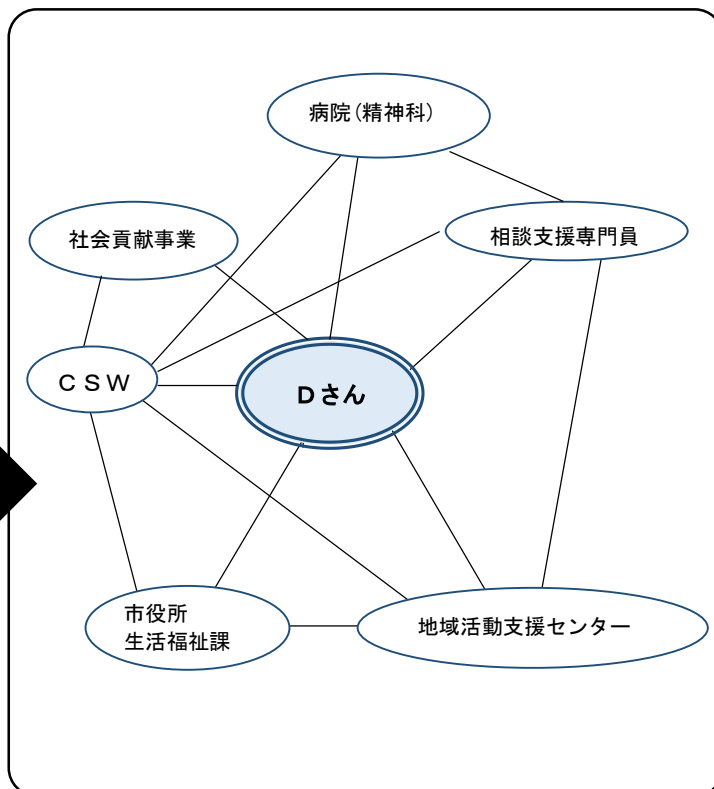
その後も仕事復帰しては、体調不良により生活保護受給を繰り返されており、50代後半になってから体調不良の頻度も高くなってきている。

また、毎月家計の収支計画を立てているが、計画どおりにお金が管理できずに、債務、滞納が減らない状況が続いている。

支援前



支援後



支援の経過

○月○日	前任とケース会議をおこなう。
+ 1 0 日	体調があまり良くないと相談を受け、病院受診に同行する。
+ 3 0 日	お金が無く病院代の支払いが出来ていないことがわかる。市役所生活福祉課に相談すると、現在生活保護停止中とのこと。保護を申請後、社貢献事業の調整をし、食料支援をおこなう。
+ 3 7 日	生活福祉課から連絡が入り、生活保護受給が決定となる。
+ 3 8 日	休養中、職場の有給制度をDさんに尋ねるも、理解していない様子だった。
+ 4 2 日	仕事や生活状況を見て、Dさんの生活しづらい部分が、精神的な部分に問題があると感じ精神科の受診を促す。
+ 4 2 日	仕事の雇用契約更新の為、面談に同行訪問。以前職場より有給について説明してくれていたが、Dさんが理解出来ていないことが分かる。
+ 9 9 日	有給制度利用により、一時的にお金が入り生活保護が一旦打ち切りとなる。市役所障害福祉総務課に相談のうえ、療育手帳の取得の申請をおこなう。
+ 9 9 日	障がい者自立相談支援センターから連絡が入り、泉佐野市役所で検査をおこなう予定となる。
+ 1 3 2 日	体調不良、仕事のイライラ、不安などから、Dさん自身の申し出による検査日の変更が何度もあり。
+ 1 6 6 日	生活保護費の返還が一旦完了する。(CSWが分納のフォローをおこなう。)
+ 1 8 7 日	療育検査に立ち会う。
+ 1 8 8 日	障がいの程度がB1と判定される。体調不良が続いている為、家事支援サービスの紹介もおこなう。
+ 2 1 3 日	相談支援専門員の面談に立ち会う。
+ 2 4 5 日	Dさんにとって居場所や、人づきあいが出来るように地域活動支援センターの見学の同行。Dさんもすぐに気に入って利用開始となる。
	その後地域活動支援センターに馴染んで、Dさんにとってはなくてはならない居場所になっている。

CSWの思い・支援のポイント

これまで自分なりに生活を送ってこられていたため、支援する過程ではDさんのプライドを傷つけないように気をつけました。支援により少しずつ生活しやすくなるにつれて信頼関係が芽生えてきました。まだ若く先の人生も長いので、安定した人間関係が続くことを望んでいます。

スーパーバイザーからのコメント

CSWが関わる以前は、自分なりにその日暮らしの生活をおくってこられたため、友人等人間関係もその時々飲み友達ばかりで、飲みに行くお金が無くなると関係も切れてしまうような状態でした。CSWが関わることをきっかけに、様々な機関とのつながりが出来て安定した人間関係や居場所ができた好例です。

事例紹介

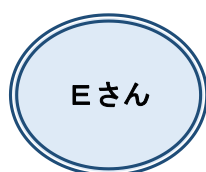
タイトル

孤立・孤独の状態から、制度による安定が安心に繋がり社会参加できたケース

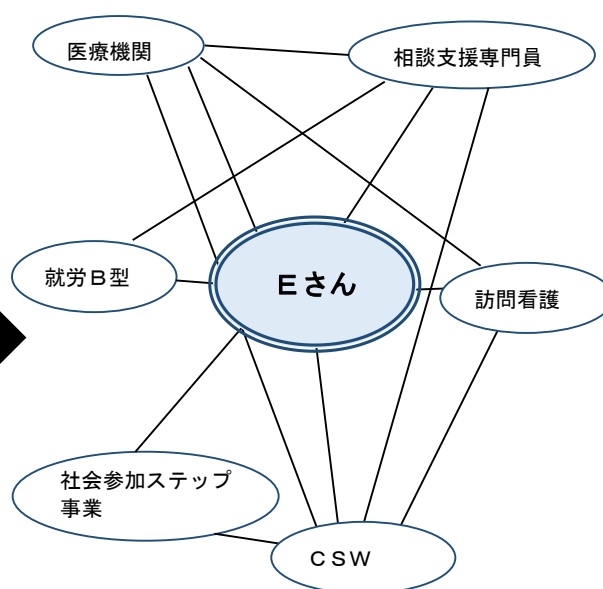
事例の概要

- ・ Eさんは40代男性。
- ・ 小学校から引きこもりで、成人した今も人の目が気になり自動車以外での外出は出来ない。
- ・ 就労意欲はあるが、仕事の内容や就労時間及び対人関係に課題があるため就職へは結びつかない。
- ・ 同居の母親が亡くなり、収入源であった弟も家を出てしまった為、現在独り暮らし。
- ・ 母親が存命中に蓄えていた預貯金が僅かに残っているが、1年ももたない金額である。
- ・ 就職が決まるまでの期間だけでも生活保護を受けるよう勧めるが、自動車を手放せないことを理由に拒否される。

支援前



支援後



支援の経過

○月○日	Eさんの依頼により、亡母の葬儀費用分割の件で、葬儀会社との話し合いに同席。
+ 9 5 日	今後のことについてEさんと話し合う。(制度に支えられて生きて行く方法があることを説明する。)
+ 9 6 日	精神科の相談員 (P S W) に相談。
+ 1 2 4 日	精神科受診に同行。自立支援医療申請手続きを支援する。(しばらくは1回／週のペースで通院するように言われる)
+ 1 3 7 日	Eさんに就労意欲が出てきたので、社協の <u>社会参加ステップ事業※₁</u> を紹介したところ参加してみたいと希望される。
+ 1 4 0 日	社会参加ステップ事業を体験。
+ 1 7 5 日	市役所(障害福祉総務課)へ療育手帳及び障害福祉サービス利用申請に同行する。今後のサービス利用にむけて相談支援専門員につなぐ。
+ 1 8 5 日	社会参加ステップ事業の体験で自信がついたようなので、 <u>障がい※₂</u> 者就労支援A型・B型・移行等の作業所見学を勧めたところ同意されたので見学に同行する。
+ 1 8 9 日	就労継続支援B型の体験利用を経て利用契約となる。
+ 2 2 9 日	判定の為、障がい者自立相談支援センターへ同行。(後に療育手帳B2取得)
+ 2 5 4 日	訪問看護サービス利用開始。
+ 2 7 7 日	相談支援専門員の支援により、障害年金申請。
+ 3 0 7 日	療育手帳B2取得。自動車税の減免手続きの為、府税事務所へ同行。
+ 3 5 8 日	障害基礎年金2級の支給が決定。
+ 3 7 6 日	障害年金受給。
	※ ₁ 次ページミニコラム参照
	※ ₂ 「障がい」と「障害」の表記について、大阪府にならって基本は「障がい」と表記し、法令・泉佐野市の関連用語については「障害」としています。

C S Wの思い・支援のポイント

医療機関に繋いだ際に、主治医より『とにかく時間をかけて焦らずにゆっくりとEさんの意向に添った支援をするように』アドバイスをうけ支援を心がけました。Eさんは引きこもりで人との関わり合いが無い状況の中で、初めて自分のことを相談してくれました。Eさんと一緒に考える姿勢で支援し、Eさんも共に実践してくれました。

スーパーバイザーからのコメント

制度につながるまで、細かい申請もていねいにフォローすることでC S Wと信頼関係が生まれています。またこれまでの生活歴を踏まえて、社会参加ステップ事業等を利用し、段階を踏みながら支援することにより働くことへつながった好例です。

泉佐野市社協社会参加ステップ事業とは？

社協社会参加ステップ事業は、泉佐野市内のCSWがこれまでの支援活動でひとりひとりに寄り添うなかで、求められるのがどういう「場」なのかを検討を重ねた結果、社会福祉協議会において事業化され、平成29年9月からスタートしました。

障がいや疾病その他の理由により社会参加の機会が少ない人を対象に、孤立を解消し、作業や交流を通じて生活のリズムを整え、就労や定期的なサービス利用等、社会参加のきっかけとなるような通える場「居場所」を提供することを目的に実施しています。

必要最小限の買い物以外は外出せず、1日のほとんどを自宅で過ごしている人にとって、自宅から出る一歩（ステップ）になるような場を目指しています。また、次の一歩につながるように自信をつけていただく機会となるように工夫をしています。



ひとりひとりのリズムにあわせて

初回に登録を行っていただいた後は、担当のCSWと相談しながら来所のペースや時間、内職作業を行うかどうか等をご本人との相談で決めていきます。

慣れてきたら来所の間隔を短くしたり、滞在時間を長くする等柔軟にチャレンジができます。

内職作業は市内の事業者の協力により、少しずつできる袋詰め作業や、パンフレットの価格の書き込み作業等の仕事をいただいています。

用語解説

番号	用 語	説 明
1	社会貢献事業	生活困難をきたし支援が必要な方々に対して、市内で事業を実施している福祉施設の相談員と大阪府社協の「社会貢献支援員」が訪問して状況を把握し、問題解決に向けてともに方策を模索し、救済を図る総合生活相談（「生活レスキュー」）の取り組みです。 急迫した状況には、大阪府内の社会福祉法人が拠出した「社会貢献基金」を活用し、迅速な金銭的援助（現物給付）により問題解決を図ります。
2	基幹相談支援センター	障害者自立支援法に基づいて設置されている障がい者を対象にした総合相談窓口。泉佐野市より委託を受けた泉佐野市社会福祉協議会が運営しています。
3	相談支援専門員	障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障がいサービスの利用計画の作成や地域生活の移行・定着に向けた支援などの全般的な相談支援を行います。
4	地域活動支援センター	地域で生活している障がいのある方が、創造的な活動や生産活動、社会との交流などを行う場です。
5	障がい者自立相談支援センター	大阪府内（大阪市・堺市を除く）にお住まいの18歳以上の身体障がい・知的障がいのある方への相談・援助について、技術的な援助や助言情報提供などを行っています。 また、地域生活の支援と、地域での相談支援に携わる方の人材育成に関する研修、および身体障がい者手帳・療育手帳の発行事務を行っています。
6	療育手帳	知的障がいのある人への一貫した相談・支援を行うとともに、様々なサービスを受けやすくするため、昭和48年に定められた制度です。 この手帳は知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付します。手帳には障がいの程度が記載されます。大阪府では重度、中度、軽度に区分しており、それぞれ「A」（重度）

		「B1」(中度)、「B2」(軽度)と表記しています。
7	自立支援医療制度	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。
8	障がい者就労継続支援	一般企業等への就職が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。
9	地区福祉委員会	おおむね小学校区を範囲にして地域の見守り活動や町会館を利用してふれあいいきいきサロン、子育てサロン等の交流活動や世代間交流活動を行っている団体です。町会、民生委員、長生会、保護司会、更生保護女性会、ボランティア(協力員)等で構成されています。
10	民生委員(民生委員児童委員) 主任児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、「児童委員」を兼ねています。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。
11	サロン	福祉委員会等が主催で、町会館等を利用して身近な地域での仲間づくり、孤立の防止を目的に実施している交流会。 高齢者を対象にしたふれあいいきいきサロン、子育て中の親子を対象とした子育てサロン対象者を限定しない共生型サロン等があります。
12	スーパーバイズ	スーパーバイザー(指導をする者)とスーパーバイジー(指導を受ける者)との関係でおこなわれる対人援助の専門職の養成の過程です。 専門職としての資質の向上を目的としています。
13	ワークショップ	参加体験型グループ学習を意味します。まちづくりの場面では、参加者自らが積極的な意見

		交換や協働体験を通じて、問題解決や合意形成をしていく場として活用されています。
14	レビュー会議	定期的にCSWが継続支援をしているケースについて、状況をCSW全員で共有し、支援の抜けもれ防止や支援方針の確認を目的に開催する会議です。
15	地域の絆づくり登録制度	泉佐野市災害時避難行動要支援者支援プランに基づき、登録した要支援者の名簿を平時から地域の協力団体（自主防災組織等）と共有し、いざというときに助け合える日常のつながりづくりに取り組む制度です。
16	社協社会参加ステップ事業	障がいや疾病、その他の理由により社会参加の機会が少ない人を対象に、孤立を解消し、作業や交流を通じて生活のリズムを整え、就労や定期的なサービスを利用等、社会参加のきっかけとなるような通える場「居場所」を提供することを目的に実施しています。



コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置一覧

中学校区	法人・施設名	電話番号	F A X	担当者名
佐野中学校区	社会福祉法人 泉ヶ丘福祉会 泉ヶ丘園	458-2100	458-0500	たかい 高井 すどう 須藤
第三中学校区	社会福祉法人 水平会 ホライズン	460-2020 080-6192-4342	460-2670	うちの 内野
新池中学校区	社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会 泉佐野市社協	469-2155	462-5400	みなみ 皆見
日根野中学校区 長南中学校区	社会福祉法人 常茂恵会 ラポート	490-2030	490-2033	たけだ 竹田

相談受付時間 9:00～17:00（土日祝以外）

●事業についての問い合わせ先

泉佐野市障害福祉総務課

TEL: 4 6 3 - 1 2 1 2 ・ FAX: 4 6 3 - 8 6 0 0

●CSWの調整役

泉佐野市社会福祉協議会

TEL: 4 6 9 - 2 1 5 5 ・ FAX: 4 6 2 - 5 4 0 0